

○隣保館設置条例

(昭和46年3月15日)
条例 第9号

改正 昭和57年4月1日条例第2号

(設置)

第1条 社会福祉の増進を図り、健全な町民生活の向上を図るため、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に基づき、隣保館を設置する。

(名称および位置)

第2条 隣保館の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称 秦荘町立長塙会館

位 置 秦荘町大字長塙187番地

(事業)

第3条 隣保館は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種相談に関すること。
- (2) 社会福祉および保健衛生に関すること。
- (3) 図書閲覧および教養文化に関すること。
- (4) 各種補導および対策に関すること。
- (5) 施設等の公共的利用に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(運営委員会)

第4条 隣保館の円滑な運営を図るため、総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

D 2 運営委員会に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

付 則（昭和57年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

〔秦荘町
②〕

三六三三